

【重要事項説明書】

小規模多機能型居宅介護支援事業所 マルチケア

当事業所は介護保険の指定を受けています
〔 1092300019号 〕

当事業所は、ご契約者様に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを以下のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となりますが、未だ要介護認定を受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

目次

- I) 事業者
- II) 事業所の概要
- III) 事業実施地域及び営業時間
- IV) 職員の配置状況
- V) 当事業所が提供する利用料金とサービスの概要
- VI) 苦情の受付
- VII) 運営推進会議の設置
- VIII) 協力保険・医療機関・福祉施設等
- IX) 非常災害時等の対応
- X) サービス利用に際しての留意事

I) 事業者

- (1) 法人名 : 株式会社 エムアンドールエス
- (2) 所在地 : 群馬県高崎市吉井町吉井14
- (3) 電話番号 : 027-384-8855 F A X 番号 : 027-320-3288
- (4) 代表者氏名 : 代表取締役 江原 純子
- (5) 設立年月日 : 昭和59年 9月12日

II) 事業所の概要

- (1) 種類 : 小規模多機能介護事業所
平成20年 3月 1日指定
吉井町指令 第37478号
- (2) 目的 : 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご利用者が自宅において可能な限り暮らし続けられるような支援を目的として、「通いサービス」、「訪問サービス」、「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 名称 : 小規模多機能型居宅介護事業所 マルチケア
- (4) 所在地 : 群馬県高崎市吉井町吉井418-1
- (5) 電話番号 : 027-384-8855 F A X 番号 : 027-320-3288
- (6) 管理者氏名 : 八重樫 由美子
- (7) 運営方針 : ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通いサービス」、「訪問サービス」、及び「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設日 : 平成20年 3月
- (9) 利用定員 : 事業所の登録定員数 1日 29人とする
1日に通いサービスを利用する定員は、 18人とする
1日に宿泊サービスを利用する定員は、 9人とする

(10) 居室等の概要 : 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています

居室・設備の種類	概 要 (仕様)
宿・泊 室	9室 全個室 (9.75 m ² ~10.53 m ²)
居 間	56.264m ² (食堂と兼用)
食 堂	56.264m ² (居間と兼用)
台 所	9.352m ² (配膳室)
浴 室	25.813m ² (機械浴槽有り)
消防設備	火災報知機・通報装置・スプチンクラー 消火器・非常用照明・誘導灯等
そ の 他	和室(畳敷き 14.986 m ²)等

* 上記は、厚生労働省が定めた基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

Ⅲ) 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 : 高崎市(吉井町全域)

* 原則として上記以外の地域の方は当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間 :

営 業 日	年 中 無 休 (365日)
通いサービス	月曜 ~ 日曜 8時30分 ~ 17時30分
訪問サービス	随 時 (原則24時間)
宿泊サービス	月曜 ~ 日曜 17時30分 ~ 翌 8時30分

* 受付・相談については、「通いサービス」の営業時間と同様です。

Ⅳ) 従業員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する従業員を、以下の職種のとおり配置しています。

【主な従業員の配置状況】

従業員の職種	常勤	非常勤	基準	職務内容
管理者	1人以上		1	事業内容調整、一元的管理(兼務)
介護支援専門員	1人以上		1	サービスの調整、サービス計画の作成、相談業務等(兼務)
介護職員	6人以上		3:1	日常生活上の介護業務、相談等
看護職員	1人以上		1	健康チェック等の医務業務
その他				

*従業員の配置について、指定基準を遵守しています。

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
管理者	勤務時間：8:30～17:30
介護支援専門員	勤務時間：8:30～17:30
介護職員	勤務時間：24時間対応(交代制)
看護職員	勤務時間：9:00～17:00
その他	勤務時間：

V) 事業所が提供する利用料金とサービスの概要

(1) 介護保険の給付となるサービス

(利用料金が介護保険から支給される場合)(利用契約書第4条参照)

【利用料金】

別紙1の「利用料金表」を参照ください。

【サービスの概要】

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から給付され、ご利用者様の自己負担は費用全体の1割～3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者様の協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

ア.「通いサービス」

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供します。

- ① 食 事
 - ・ 食事の介助をします。
 - ・ 調理場で利用者が調理する事ができます。
 - ・ 食事サービスの利用は任意です。
- ② 入 浴
 - ・ 入浴又は清拭を行います。
 - ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
 - ・ 入浴サービスの利用は任意です。
- ③ 排 泄
 - ・ ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・ ご利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
- ⑤ 健康チェック
 - ・ 血圧測定や体重測定等、ご利用者様の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス
 - ・ ご利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ.「訪問サービス」

- ・ ご利用者様の自宅に伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気等を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供に当たって、次に該当する行為は致しません。
 - a. 医療行為
 - b. ご利用者様若しくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
 - c. 飲酒及びご利用者様若しくはそのご家族様等の同意なしに行う喫煙
 - d. ご利用者様若しくはそのご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - e. その他ご利用者様若しくはそのご家族様等に行う迷惑行為

ウ.「宿泊サービス」

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します

(短期利用居宅介護)

- ・ ご利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅 介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供します。
- ・ 短期利用居宅介護のご利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う 家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内)の利用期間を定めます。
- ・ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅 介護

計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します

(2) 介護保険の給付が対象とならないサービス

【 利用料金 】

【 サービスの概要 】

別紙1の「利用料金表」を参照ください。

(3) 利用の中止、変更、追加等（ 利用契約書第6条参照 ）

ア. 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者様の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に「通いサービス」、「訪問サービス」又は、「宿泊サービス」を組み合わせることで介護を提供するものです。

イ. 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

ウ. V・(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、V・(2)の介護保険対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご利用者様の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

エ. サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様の希望する日時にサービスに提供ができない場合、他の利用可能な日時をご利用者様へ提示して協議します。

(4) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続する事ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通いサービス」、「訪問サービス」及び「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供する為に、ご利用者様と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は、書面に記載してご利用者様に説明の上交付します。

VI) 苦情の受付

(1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情・相談受付窓口(担当者)	管理者：八重樫 由美子
受付時間	毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:30
連絡先	電話番号:027-384-8855 FAX 番号:027-320-3288

※苦情・相談受付箱を事業所玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

公平中立な立場で、苦情受付やご相談に乗っていただけます。

高崎市吉井支所 市民福祉課	所在地：高崎市吉井町吉井川371 電話番号：027-387-3111(代表) FAX 番号：027-387-3212 受付時間：8:30～17:15
群馬県国民健康保険 団体連合会	所在地：前橋市元総社町335-8 電話番号：027-290-1323(代表) FAX 番号：027-225-5077 受付時間：9:00～17:00
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地：前橋市新前橋町13-12 電話番号：027-255-6669(専用) FAX 番号：027-255-6173 受付時間：9:00～17:00

VII) 運営推進会議の設置・外部評価について

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

《運営推進会議》

- ・構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、行政職員、等々
- ・開催：隔月の開催（概ね2ヶ月に1回程度）
- ・会議録：会議の内容、評価、要望、助言について記録

《運営推進会議における外部評価》

- ・評価機関：運営推進委員
- ・開催：年1回(R1.10.29実施)
- ・結果開示：事業所内掲示

《第三者評価実施状況》

- ・未実施

Ⅷ) 協力保健・医療機関、福祉施設

当事業所では、各ご利用者様の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の保健・医療機関及び福祉施設等との連携体制を整備しています。

医療法人 吉井中央診療所	所在地：高崎市吉井町吉井415 電 話：027-387-5889
高崎タワー21 デンタルクリニック	所在地：高崎市栄町3-32高崎タワー 21 電 話：027-326-8211
介護老人保健施設グッドウエル	所在地：高崎市吉井町吉井415-1 電 話：027-320-3939

【救急指定病院】

公立藤岡総合病院	所在地：藤岡市中栗須813-1 電 話：0274-22-3311
公立富岡総合病院	所在地：富岡市富岡2073-1 電 話：0274-63-2111

Ⅷ) 非常災害時等の対応

(1) 非常災害時の対応

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置については予め防災計画等を作成し、当該計画に基づき年2回避難・その他の訓練を実施します。

(2) 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者様の病状等が急変した場合、及びその他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等への連絡等必要な措置を講じます。

(3) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族様、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(4) 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

Ⅸ) サービス利用に際しての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ② ご利用者様又はご家族様は、体調の変化等があった際には必ず事業所にご一報ください。

- ③ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ④ 他のご利用者様の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ⑤ 事業所内での金銭及び食物等のやり取りはご遠慮ください。
- ⑥ 事業所内での飲酒及び喫煙はご遠慮ください。
- ⑦ 所持金品は、自己の責任において管理してください。
- ⑧ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮ください。
- ⑨ 事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動等はご遠慮ください。
- ⑩ 食べ物の持込はご相談させていただきますが、持ち込まれた食べ物等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故(食中毒等)につきましては、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能居宅介護サービスの提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行い交付しました。

《 小規模多機能型居宅介護事業所 マルチケア 》

〈説明者〉 介護支援専門員：三木 健正 (印)

管 理 者：八重樫 由美子 (印)

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し、受領しました。

〈利用者〉

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

(代理人： _____ (印) 続柄 _____)

